

障害者活躍推進プラン（平成 31 年策定）

障害のある人のスポーツ活動を支援する～障害者スポーツ活動推進プラン～

文部科学省は、障害のある方が活躍できる場のより一層の拡大を目指し、障害者雇用や、学校教育、生涯学習、文化、スポーツの各分野において進めている障害者施策の中で、より重点的に進める分野を「障害者活躍推進プラン」としてとりまとめています。このプランのうち、スポーツ分野に関する内容である「障害のある人のスポーツ活動を支援する～障害者のスポーツ活動推進プラン～」をスポーツ庁が担当し、障害者のさらなる活躍を推進しています。

(1)趣旨

- 障害のある人々のスポーツへの参画を目指す
- 障害の有無にかかわらず身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりが必要
- 障害のある人がスポーツに関心を持つ機会やスポーツをするきっかけを妨げない社会づくりが必要

(2)具体的対策と進め方

- 小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備
- 障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備
- スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年策定）

スポーツ庁は、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象とし（高等学校も原則適用）、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、知・徳・体の「生きる力」を育み、バランスのとれた心身の成長と学校生活等を重視し、地域・学校等に応じた多様で最適な形での実施に向けて、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定しました。

(1)適切な運営のための体制整備

- 学校の設置者は各学校の生徒や教師の数を踏まえ、部活動指導員を積極的に配置する
- 運動部活動顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上等を図るための研修を行う

(2)合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び運動部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底

(3)適切な休養日等の設定

- 学期中は週当たり2日以上の休養日（平日1日、土日1日以上）
- 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度

(4)生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- 生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、合同部活動等の取組を推進

スポーツ実施率向上のための行動計画（平成 30 年策定）

スポーツ庁は、スポーツ実施率の飛躍的な向上を目指す中で、一定の限界を念頭に置きつつも、年代、性別、スポーツに対する関心・行動の度合い等による対象ごとに、その対応を考えていく必要があると考え、全体を対象とした取組を俯瞰しつつ、課題のみられる対象を特定化して施策をとりまとめています。

(1)施策の対象

広く国民全体に向けた取組のほか、主な対象は次のとおり。

- 子供・若者（スポーツの実施について二極化が課題）
- ビジネスパーソン（特にスポーツ実施率が低い（20～50 歳代のスポーツ実施率は全体の平均未満））
- 高齢者（相対的にはスポーツ実施率が高いが、健康・体力の保持等が必要である）
- 女性（男性と比較してスポーツ実施率が低い）
- 障害者（スポーツ実施率が低く、未実施者の8割超が無関心層である）

(2)施策の段階

- スポーツをする気にさせる施策（スポーツに無関心な層に対する施策）
- スポーツをするために必要な施策（スポーツをしたいと思っているができていない層に対する施策）
- スポーツを習慣化させるための施策（スポーツを始めた後にドロップアウトした層に対する施策）

スポーツエールカンパニー認定制度（平成 29 年度開始）

スポーツ庁では、運動不足である「働き盛り世代」のスポーツの実施を促進し、スポーツに対する社会的機運の醸成を図ることを目的として、社員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」（英語名称：Sports Yell Company）として認定する制度を実施しています。

(1)認定された企業

- 平成 29 年度が 217 社、平成 30 年度が 347 社

(2)認定企業の主な取組例

- 株式会社ローソン（東京都品川区）

ローソン「元気チャレンジ！」の一環として歩数チャレンジを実施（年に2回×3ヶ月間）し、3～5名のチームが励まし競い合える機会を作るとともに、スニーカー通勤・勤務を推奨しています。

